

組合員種別

3

任意継続組合員申出書 (令和5年3月31日退職者用)

審査 受付

組合員証番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- * 1 退職日まで引き続く組合員期間(公務員期間)が1年と1日以上ある方のみ申し出ることができます。
※令和4年10月1日に、法改正等により公立学校共済組合大阪支部に加入となった組合員については、令和4年9月30日までの社会保険加入であった期間についても共済組合員期間としてみなします。
- * 2 退職日が3月31日以外の方は、この申出書は使用できません。

氏名 (姓) (名)

フリガナ	
漢字	

性別	生年月日	資格取得日(組合員証より転記)	退職日
男:1 女:2	元号 年 月 日 昭和:3 平成:4	元号 年 月 日 昭和:3 平成:4 令和:5	元号 年 月 日 令和:5 0 5 0 3 3 1

※組合員証に記載されている資格取得日から退職日までの期間が1年と1日未満の場合は記入してください(但し公務員共済の組合員期間のみ)。

共済組合	支部	組合員期間
昭和 平成 令和	年 月 日 ~ 昭和 平成 令和	年 月
共済組合	支部	
昭和 平成 令和	年 月 日 ~ 昭和 平成 令和	

※ 退職時点で認定されている被扶養者は引き続き認定されることになっています。引き続き認定されることを希望しない被扶養者がいる場合は氏名と生年月日を記入してください。

氏名 _____ 生年月日 _____

退職日の属する月の標準報酬月額

等級	標準報酬月額 (円)
	0 0 0

任意継続資格取得年月日

令和5年4月1日
任意継続満了日
令和7年3月31日

任意継続掛金払込方法 (1~4のいずれかに○をつけてください。)

《振込用紙利用》	
1	一年一括 (割引あり)
2	半年払い (割引あり)
3	毎月払い (割引なし)
《りそな銀行の本人名義口座引落》 (※7月分からです。)	
4	毎月払い 口座引落し(割引なし) ※4.5.6月分の振込用紙と「預金口座振替依頼書」を送付します。 必ず「預金口座振替依頼書」を4月下旬までに共済組合へ提出してください。

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。

公立学校共済組合大阪支部長 様
令和 年 月 日

郵便番号 _____

住所 _____

組合員

氏名 _____ 自署

電話番号 _____

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属所名 _____

所属所長名 _____

電話番号 _____

受付印(※)

(※) 受付印については、所属所にて受付印(又は公印)を押印してください。

《任意継続組合員の事前申出について》

- ◆年度末退職予定者に限り、任意継続組合員になるための事前申出を受付します。
令和5年3月31日付け退職予定者のうち、退職日まで引き続く組合員期間が**1年と1日以上**あり、任意継続組合員となることを希望する者が対象です。
※令和**4年10月1日**に、法改正等により公立学校共済組合大阪支部に加入となった組合員については、令和**4年9月30日**までの社会保険加入であった期間についても共済組合員期間としてみなします。
(ただし、75歳以上の者は除きます。)
※令和**5年4月1日**付けで「再任用(20時間以上勤務)職員」となる方は、引き続き共済組合員となりますので、任意継続組合員の申出は不要です。
※退職後9日以内に、退職時と同一の任命権者に任用される「常勤講師等(臨時的任用・任期付採用)」となる方は、引き続き共済組合員となりますので、任意継続組合員の申出は不要です。任命権者については、令和**5年1月27日**付け公立阪第 号をご覧ください。
※非常勤講師は、常勤講師等とは取り扱いが異なり、同一任命権者であっても、空白期間があれば組合員期間は継続しない場合があります。
※再就職を希望しており、一定の要件を満たした場合は社会保険の加入対象となります。就職予定先に確認していただき、社会保険の加入対象となる方は任意継続組合員の申出は不要です。ただし、再就職及び再任用を希望しているが採用の決定や社会保険の適用の有無等が未定の場合は任意継続組合員の申出をしていただくことは可能です。申出後に就職先で社会保険に加入された場合は申出取消の手続きを行ってください。申出を取消すとともに払い込んでいただいた掛金を返還します。
- ◆事前申出は、令和5年2月3日(金)～令和5年2月15日(水)の間に、この申出書を郵送にて公立学校共済組合大阪支部医療・資格グループ資格担当へ提出してください。
※退職後の申出期間は、令和5年3月31日(金)～令和5年4月19日(水)です。

《掛金の納付について》

- ◆1年(一括)払い、半年払いで前納する場合のみ掛金の割引があります。(前納割引率、年4.0%複利)
※事前申出の場合、退職後申出よりも割引額が大きくなります。
- ◆毎月の口座振替(割引なし)を希望される場合は、りそな銀行のみの取り扱いとなります。

《任意継続組合員申出書の記入について》

- ◆太枠の項目にご記入ください。

《任意継続組合員申出書の送付先》

〒540-8571 大阪府庁内 公立学校共済組合大阪支部 医療・資格グループ 資格担当

《問い合わせ先》

電話番号 06-6941-0351 大阪府代表

任意継続組合員の加入、被扶養者の認定に関すること	・・・資格担当	(内線) 3487	(直通) 06-6941-3164
任意継続組合員の掛金に関すること	・・・経理担当	(内線) 3482	(直通) 06-6941-2857
限度額適用認定証、高額療養費など短期給付に関すること	・・・医療担当	(内線) 3485	(直通) 06-6941-2867